

## 相談事例(24)

# 互助会の解約手数料にびっくり！

### 相談事例

昭和 60 年 5 月に 1 口 2000 円を 60 回加入契約して完納、引き続き 1 口 3000 円を 60 回契約して平成 2 年 5 月に完納。

葬儀について思うところがあり互助会に解約を申し出た。積立てた 30 万円に対して 20%近い金額 5 万 1450 円の解約手数料に驚いた。自分で積立てた自分の金と思うと、とても納得することはできない。生活保護の受給開始等の事由があれば解約手数料を免除するとの契約書面に記載があるが、週 3 回の通院生活を余儀なく送り僅かな年金でつましい老後を過ごしている自分の暮らしぶりは厳しく生活保護受給者に近いものがある。

訴訟を起こしてでも高額な解約手数料について事業者に異議を申し立てたい。互助会の加入時には、解約について高額な解約手数料を支払う必要があると説明を受けた覚えはない。何とかならないものか。  
(60 歳代 男性)

### ■処理概要

解約に際して高額な解約手数料を提示された相談者は、訴訟も辞さない消費生活センターへ相談し、その意向を受け止め適格消費者団体より当相談室を照会された事例です。

冠婚葬祭互助会は、加入者から前払いかつ分割により掛金の支払を受け、結婚式や葬儀の役務の施行またはその取次ぎを行う事業で、将来の冠婚葬祭に係る役務等の対価を前払いするものであり、入会と役務の提供までが長期間にわたることから、「役務の提供前までの時期は、事業者が加入者から金銭を預かっている状態にある」という相談者と同じく考える意見も多くあります。

また、解約手数料の額については、互助会と加入者との契約の約款に定められた解約金条項（解約時に払戻金から所定の手数料が差し引かれる旨の条項）は、消費者契約法 9 条 1 号平均的な損害を超える違約金を定めるものであるとして、適格消費者団体が互助会事業者株式会社セレマに対して約款に基づく意思表示の差止めを求め訴訟を提起した解約金条項使用差止請求、解約金請求、解約金返還請求、不当利得返還請求控訴、同付帯控訴事件（大阪高裁平成 25 年 1 月 25 日判決）等の訴訟が行われ、適切な解約手数料の設定や消費者保護のあり方が議論になっている状況を相談者に伝えました。

相談者の加入していた互助会は、経済産業大臣許可を取得、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助会協会（全互協）の会員でした。昭和 48 年の割賦販売法改正 において、互助会事業における契約約款が届出事項となり、この法改正に伴い改正された割賦販売法施行規則において約款に加入者が解約することができない旨を記載することが禁止されて契約の解除に伴う損害賠償の額等明示することが義務付けられました。昭和 59 年割賦販売審議会答申の指摘を受けて通商産業省（当時）の指導下で全互協は標準約款内容を改正しました。

消費者の申し出により自由な解約を認め解約時には契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を差し引いて前受金を返還するべきと、平成 13 年消費者契約法が施行され、平成 21 年特定商取引に関する法律の改正法が施行され指定商品・指定役務制が廃止されたことにより、訪問販売や電話勧誘販売、通信販売の形態による互助会契約も規制の対象なり、解約手数料が大きく見直され議論されています。以上の互助会契約の解約及び解約手数料の経緯を踏まえ、相談者に訴訟について概要を伝えるとともに、契約時において消費者にわかり易いよう、「解約手数料一覧表」を作成し、提示、丁寧な説明がほしいとの相談者の要望を業界団体に伝えました。

【参考：互助会関係法律等】

1. 昭和 48 年割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）改正
  - ・前払式特定取引業の通商産業大臣（当時）許可事業となる。
  - ・営業保証金の供託及び前受金の保全措置の義務付けと許可の申請の際に約款の提出の義務付け、約款の基準は割賦販売法施行規則（昭和 36 年通商産業省令第 95 号）で定めている。
2. 特定商取引に関する法律第 10 条（訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償額等の額の制限）
3. 消費者契約法第 9 条（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）
4. その他
  - 昭和 48 年 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）改正
  - 昭和 59 年 割賦販売審議会答申（標準約款内容改正）
  - 平成 13 年 消費者契約法施行
  - 平成 21 年 特定商取引に関する法律改正
  - 平成 25 年 1 月 25 日大阪高裁判決（控訴人が上告受理申立てをしたが、最高裁判成 27 年 1 月 20 日の上告不受理決定により本判決が確定した）

（以上）